

3 審議経過

(事務局)

皆さん、こんにちは。ただ今から、平成 23 年度第 1 回、芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私はこの 23 年 4 月に人事異動になりまして、新たに環境処理センター長に着任いたしました、白川と申します。よろしくお願いいたします。お手元のほうに本日の資料を置かせていただいておりますので確認をさせていただきたいと思います。

まず一番上に、本日の会議次第。次に審議会委員名簿。資料 1 として一般廃棄物処理基本計画の修正箇所。資料 2 として一般廃棄物処理基本計画に関する市民意見の募集結果について。資料 3 として廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に関する市民意見の募集結果について。最後にとじ紐で綴じております一般廃棄物処理基本計画の素案を配布させていただいていますが、お揃いでしょうか。

それでは、会の進行につきましては、審議会条例第 6 条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をしますとありますので、早速、山口会長のほうに、進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山口会長)

それでは、ただ今から、平成 23 年度第 1 回、芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は寒さが大変厳しい中、またご多忙の中、ご出席をたまわりまして、ありがとうございます。本年もよろしくお願いいたいと思います。まず、出席人数について、事務局のほうから、報告をお願いします。

(事務局)

座ったまま報告をさせていただきます。本日の会議につきましては、服部委員さま、小藪委員さま、中野委員さま、由良委員さまは、事前にご欠席と聞いております。中村委員さまが、まだお見えではございません。以上、委員 15 人中、10 人のご出席をいただいておりますので、審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の委員会は成立しております。以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。それでは、この審議会は成立するということですので、ただ今から、審議会次第にそって始めてまいりたいと思います。

最初に、平成 23 年の 4 月、人事異動等により、委員および事務局員の変更がありましたので、事務局から、その変更について、ご報告をお願いします。

(事務局)

まず、審議会委員の皆さまについてですが、お手元の名簿を、ご参照いただきたいと思います。その名簿の下から3行、行政機関からご出席いただいている方が、この23年4月の人事異動によりまして交代されております。まず兵庫県の阪神南県民局主幹兼環境課長の由良さま、芦屋市教育委員会の学校教育部長の丹下さま、芦屋市都市環境部長の北田さまが、この4月1日から前任者に交代いたしまして、新たに委員として着任していただいております。

また、事務局ですが、事務局長として白川、事務局次長として藪田、事務局員として清水が事務局を担当させていただくということになりましたので、よろしく願いいたします。以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。それでは、初めての委員の方もおられますので、もう一度、簡単な自己紹介をしていただいて、そこから始めていきたいと思っております。順序ですが、委員名簿の順番にお願いできたらと思っております。まず、田中さんお願いします。

(田中委員)

市民公募で、この委員会のほうに出席しております、田中といいます。環境というのは、私も前職の会社の時に、ISO など長く関わっており、非常に関心の高いテーマです。それが地域では、どのような活動の展開が、一番いいのかと思いつながら出席しておりますが、なかなか勉強不足で、十分に発言することもできないですが、よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございます。それでは河口さん、お願いします。

(河口委員)

NPO 法人さんびいすの理事長をしております、河口紅と申します。よろしく願いいたします。もともと7年前から、市内で活動しております、子どもの健全育成ということで、いろいろな事業をしております。代表的なものとしては、芦屋川探検隊アシレンジャーというかたちで、子どもの環境学習というものをおこなっています。そういった観点から、子どもにも伝えられるような、廃棄物の減量ということも、私の視点からお話しさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。では、北村さんお願いします。

(北村委員)

環境衛生協会の会長を務めております、北村です。住まいは芦屋浜です。よろしく願

いします。

(山口会長)

ありがとうございます。それでは、大谷さんお願いします。

(大谷委員)

はじめまして。芦屋市消費者協会から参りました。昨年からお怪我で辞められた天野会長の後を引き継がせていただいております、大谷洋子です。どうぞよろしくお願ひいたします。芦屋市消費者協会としましては、芦屋市でのレジ袋の無料配布を止めるということ、皆様と主に推進したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。次は、今村さんお願いします。

(今村委員)

今村でございます。芦屋市の自治会連合会から、やってまいりました。自治会連合会は、芦屋市にある、現在 81 の自治会、町内会でございます、その、一応委員を拝命しております。個人的には、町というところの町内会長、今年で 11 年目になります。もう辞めたくてしかたがないのですが、なかなか後継がならず、辞められない状況です。

去年もこの会議に出席させていただいております、個人的にご協力できることがあるのかなと考えて。取りあえず町内会で、ごみの減量をお願いしたり、マイバッグの持参を呼びかけたり、分別をきちんとしてほしいなど、その程度のことしか協力できていませんが。いろいろ協力できることがあればと、思っております。よろしくお願ひいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。次に、西川さんお願いします。

(西川委員)

ダイハチコーポレーション株式会社の西川と申します。この会唯一、リサイクラーとして、出席させていただいておりますので、また何か新しい商材等々あれば、協力してやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(山口会長)

ありがとうございます。伊藤さんお願いします。

(伊藤委員)

大丸芦屋店でございます。よろしくお願ひいたします。本日、店長、所用のため、総務

の黒田が代理で出席させていただきます。大丸としましても、ISO14001 を取得しまして、8年ぐらいになりますので、これからもさらなる減量、それから分別を、どんどん進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。丹下さんよろしくお願いいたします。

(丹下委員)

失礼します。先ほど紹介にありました、昨年4月1日より、学校教育部長として赴任しております、丹下と申します。よろしくお願いいたします。

(山口会長)

それでは次に、北田さんお願いします。

(北田委員)

私も先ほど、紹介していただきましたが、4月1日から都市環境部長をしております、北田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(山口会長)

では、最後になりましたが、私、山口と申します。同志社大学大学院ビジネス研究科で、教授を現在しております。主に2年ぐらい前から、英語によるビジネススクール、というのを始めまして。私が中心になりまして、グリーンビジネス、環境ビジネスというのを、これから大事だとかたちで、同じビジネスでも、環境ビジネスのほうに重点を置いた、教育を実践しつつある段階です。また、この審議会でも、いろいろとまだ皆さんに、お世話になると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで、自己紹介を終わらせて、皆さんの関係も、かなりはっきりとしてきましたので、ここからいよいよ審議に入りたいと思います。まず、事務局から、連絡事項ありましたら、報告をお願いします。

(事務局)

会議の公開・非公開、あわせて、ここで議論された議事録を作成いたしますが、これらの公開・非公開について、報告します。審議会および議事録の、公開・非公開につきましては、個人情報や、公開することにより人の生命、健康、財産の保護等に支障が生じる、などの理由がある以外は、原則公開となっております。

議事録につきましては、芦屋市の附属機関等の設置等に関する指針によりまして、各委員さまが発言した内容につきまして、委員さまのお名前が入った会議録を、市役所の1階の行政情報コーナー、それから芦屋市のホームページで公開することになっております。

公開・非公開につきましては、その取り扱い要件によって、会長が会議に図っていただいて、決定をするということになります。きょうの審議会については、非公開に該当する理由がございませんので、公開ということで、ご了承をお願いしたいと思います。

また、議事録につきましては、この審議会終了後、作成させていただいて、それぞれ委員さまの発言内容をお送りさせていただきますので、中身をチェックしていただいて、こちらに、修正等ございましたら、ご連絡をいただきたいと思います。

特に、会議のこの中では、話し言葉で記録されますが、それを議事録ということに置き換えさせていただきますので、少し発言内容と、表現がずれる場合があります。そのあたりのチェックも、よろしくお願います。非公開・公開については以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。それでは、まず公開・非公開の件ですが、今、事務局から、特に非公開にする理由はないということですので、この審議会を公開したいと思います。何かご意見ありますか。ありませんか。それではこの審議会を公開、とさせていただきます。

(事務局)

後もう1点、一般廃棄物処理基本計画の策定を委託しております、環境技術研究所から、2名の担当者にお越しいただいています。よろしくお願いたします。

(山口会長)

では、オブザーバー2人の方の、ご参加ということをご承認いただいたということで、進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。

先ほど私が、審議会の公開と言いましたが、議事録も公開ですので、追加させていただきます。失礼しました。それでは公開ですので、もし傍聴者おられましたら、入場者許可したいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

きょう、特に傍聴の申し出はありません。

(山口会長)

分かりました。では、このかたちで、審議を進めてまいりたいと思います。今日、皆さんに審議していただきたい議題は、2件あります。

まず、議題1 一般廃棄物処理基本計画について事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

一般廃棄物処理基本計画について、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、20年度の審議会で、いろいろご議論いただきまして、直近では23年2月に、ご議論いただいたものです。

資料1と、とじ紐でとじた芦屋市一般廃棄物処理基本計画、両方をご参照いただきたいと思います。資料1のまず1つ目が23年2月に、この審議会でご議論いただきまして、委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえて修正させていただいたもので、順次、説明をさせていただきますと思います。

こちらの一般廃棄物処理基本計画の20ページ中ほど図表2-2-6がありますが、その下に買い物袋(マイバッグ)持参運動の実施というところがございます。これにつきまして、ご意見の中で、マイバッグ運動を芦屋市とコープさんが、取り組んでいる実績等を記入したら、というご意見をいただいておりますので、ここの下2行、平成22年度以降、芦屋市のコープ全体で90パーセントの方がマイバッグを持参し、ドラム缶にして321本分の原油が節約できたと。これをコープさんの実績を追加するというので、ここに追加をさせていただきます。

次に、70ページをご参照ください。まず、この70ページにつきましては、現行の廃棄物処理法の基本方針等に対応するという、ご意見をいただいております。こちらの70ページの図表3-4-1、国および兵庫県の目標設定。ここの表中の策定年度、基準年度等について、変更をさせていただいたものです。最初は改正前の平成17年策定のもの、今回は改正後の平成22年のものに、策定年度の基準年度を変更させていただきました。以下、排出量の最終処分量までの目標値を変更させていただいております。

次に、83ページをご覧ください。(ア)焼却施設がありますが、当初、この中ほどに図表3-5-5、延命化と性能曲線がありますが、この下に、そこに書いておりますように、焼却施設を建替えるまたは延命化うんぬん、というところがありましたが、この表現を、延命化を行う旨の明記をし、現焼却施設は稼働16年目を目途に、延命化改修工事を実施し、財政面を考慮しながら、設備や機器を最新にすることにより、効率的な運転の実現、安定化した環境対策、電気費用の低減等による、省エネルギー等の効果が発揮され、温暖化対策にも貢献できる施設にする。こういうように、表現を改めさせていただきました。

次に、84ページをお開きください。ここも、イ リサイクル施設、この部分につきまして、目標数値の変更を、廃棄物処理基本計画の趣旨に対応するように修正するようにとのご意見でしたので、ここの目標である、元の24パーセント平成22年度目標という数値を、25パーセントに改め、平成27年度目標ということで、変更をさせていただきました。

次に、すみません、訂正個所のほうのページ数、若干、訂正させていただきたいのですが、次、85を86の間違いですので、86にご訂正いただきたいと思います。

(山口会長)

85を86ですか。

(事務局)

はい。最初 85 を 86 に変更いただいて、86 ページをお開きください。まず、ここは中ほどに(イ)家庭内リサイクルの推進による排出抑制という項目がございます。この中の、段ボールコンポストに関する記述を削除する、というご意見でしたので、段ボールコンポストについての関係の記事を、削除させていただきました。

次に、その下のタイトルですが、これの 86 ページの一番上、6 にタイトルというのがありますが、これの変更ということで、以前は基本方針を達成させる方策というタイトルでしたが、これを、目標値を達成するための方策ということに、改めをさせていただきました。

次に、90 ページをご覧ください。ここにつきましては、有料化の検討の中段、安定燃焼に関する記述を削除する、ということがございましたので、これの中ほど、検討予定の施策、近隣の状況にあわせた有料化の検討、というタイトルの、ただし書きの前、ここに、修正前、ごみの有料化を行えば、ごみ焼却量の過度の減少になると想定されうんぬんの言葉を、削除させていただいて、ただし書きにつなげるというようなかたちで、修正を加えさせていただきました。

次に、92 ページをご覧ください。92 につきましては、市民と市、市民と事業者、商工会、消費者協会のコラボレーションによる、役割を追加するというご意見をいただきました。この図表 3-6-2 より、排出抑制、分別排出等に関わる役割ということで、新たにこの表を追加させていただきました。

一応、ここまでが前回の審議会の、皆様のご意見を加えまして、修正をかけさせていただいたところでございます。

(山口会長)

いったんここで、説明をストップして。今までの、我々審議会で、提案を差し上げた、修正内容についての変更ですけれども、なにかこれについて、ご質問等がありましたらお願いします。8カ所ぐらいの修正案ですけれども、なにかこれについて、ご意見ご質問ありましたら、お願いします。

それでは、この分については、質問等はないようですので、ご承認いただいたということで。今度は、次の修正箇所についての説明を、お願いしたいと思います。

(事務局)

委員の方々のご意見をもとに、修正させていただきましたが、再度、全体を通しまして、中身をチェックする中で、修正をさせていただいた、箇所がございます。

先ほどの資料の 2 番目、行政内部で最終チェックし、修正した箇所ということでございますが、すみません、まずこちらのページ数が誤っておりますので、3 ページ目の 1 番から、めくっていただきまして、4 ページ目の中ほど、P71、計算ミスの修正とありますが、これは誤字ですので、削除をお願いしたいと思います。

5 ページ目の一番上、P83。これが 84 に変わります。次の欄、89 を 90。その下の 90 を 91。その下の 90 を、同じく 91。一番下、93 を 94 に、お改めいただきたいと思います。

そのほか、細かい誤字脱字等を、修正させていただいておりますが、特に、この基本計画の 57 ページを、ご覧いただきたいと思います。ここの、ご論議いただきました、下の基本方針（4）の、収集運搬の効率化でございます。

以前は、ごみの収集の直営、あるいは民間の収集体制のことを書いておりましたが、これらについては、現在も今後も変わらないということになりますので、特にここにつきましては、芦屋市の特徴であります廃棄物運搬用パイプラインが重要であろうということで、当初、収集の直営・民間比率の話をしておりましたが、ここをパイプラインの内容に、変えさせていただきました。

基本方針につきましては、廃棄物運搬用パイプラインによる収集は施設の老朽化等により、今後、維持管理や補修費の増加が考えられるが、コスト縮減対策の検討等を行い、効率的な運用を図ると、こういうかたちに、基本方針を変更させていただきました。

もう一つ、ページ 71 をご覧いただきたいと思います。一つは、本市の目標でございますが、当初、ごみ排出量原単位を、約 24 パーセントということで、計上させていただいておりましたが、基本的に、一つは、燃やすごみの中に、新聞・紙等、雑誌、これらが混ざっておりますので、これらの一部を、集団回収によって、回収をしていこうということを、新たに追加をさせていただきました。その関係で、ごみ排出量の減単位が、24 から 25 パーセントに、数値の変更をいたしました。

以下、これによりまして、72 ページ以降、数値が若干変更になっております。大きくは、まず、今申し上げましたように、基本方針を収集体制の分を変更させていただいたことと、それから、71 ページの本市の目標。これを、集団回収で 10 パーセント増加をするというのを、書かせていただいた関係上、個々の修正がありました。

あとは、細かい部分の誤字脱字の修正等々でございます。中身については、こちらの資料に、ページを追って掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。以上です。

（山口会長）

これについては、順番になされなかつたので、ちょっと混乱された委員の方もありますが、ここで初めて誤字脱字含めて、修正の提案ということですね。

（事務局）

はい。

（山口会長）

分かりました。今、事務局からご説明いただいた中、2、3、大きな内容の変更があるらしいですが、これらを含めて、まず、ご質問等ありましたら、お願いします。

事務局から、今のこの行政での最終チェックで、大きな変更があれば、審議しておいた

ほうがいいと、そういうところありましたら、そこだけかいつまんで、もう一度ご説明いただけますか。あるいは、今の説明で、委員の方がいいと言うのでしたら、次に進めていただきます。

(事務局)

今、一番大きな関係で、ご説明をさせていただいたところで。あと、細かく最初からご説明させていただきます。最初の 24 ページなんですけれども・・・

(山口会長)

順番にご説明いただくわけですね、もう 1 回。

(事務局)

はい。最初から。

(山口会長)

分かりました。お願いします。

(事務局)

24 ページをご覧ください。ここでは、24 ページの、廃棄物運搬用パイプライン施設ということで、これの 13 行目に、修正前のこの施設について、適宜補修を行い運転している。という記述があったのですが、これを、施設の老朽化も進んでおり、適宜補修を行いながら、適正に運転している、というかたちで、少し具体的に細かく記述をなおしたものでございます。

次に、49 ページをお開きください。ここでは、市のごみ処理費用で、上から 2 行目ですが、市の支出総額のパーセントで記述をしておりましたが、支出総額とは、一般会計、特別会計の合計額でございます。本来的には、一般会計で比較するというので、一般会計の支出総額の 3 パーセントとあわせて、図表 2-2-69 の数値を修正をさせていただきました。

次に、50 ページをご覧ください。ここでは、平成 18 年の人口 1 人あたりの、年間処理経費、これにつきまして、修正を加えさせていただきました。以前は、14,888 円、これについては、14,549 円ということですので、修正をさせていただいたものです。

次に、57 ページ。これは先ほど説明させていただきましたが、収集体制の記述からパイプラインの記述に変更させていただくと、いうことでございます。

一番下の 58 ページを、ご覧いただきたいと思いますが、ここについては、廃棄物処理法の基本方針の改正に伴って、修正をさせていただいたものでございます。この、廃棄物処理基本方針、以前は平成 17 年 5 月になりましたが、これを平成 22 年 12 月に、改めさせていただいたもの、また中身については、改正前から改正後ということで、変更をさせて

いただいたものでございます。

次に、60 ページをご覧くださいと思います。この図表 3-2-2、国および兵庫県の目標の整理につきましても、改正内容にあわせて、修正をさせていただいたものです。修正前については、策定が、平成 17 年 5 月、これを平成 22 年にということで、それぞれ、現在の状況を法にあわせて修正をさせていただきました。

次に、71 ページです。先ほど、ご説明をさせていただいた分ですが、集団回収の資源ごみの排出量について、平成 32 年度までに、10 パーセント増加させる。ことを追加いたしましたので、数値を計算し直したものでございます。

次に、72 ページをお開きください。まず、この目標達成の根拠。これにつきましては、もともとご議論いただいた時に、抜けておりましたので、新たに根拠を追加させていただいたものです。

あと、73,74,75,76、ページにつきましては、先ほど申しました、71 ページの本市の目標の数値を追加したことによりまして、図表もあわせて修正をさせていただいております。

79 ページをお開きください。これにつきましては、植木等リサイクルを、本市の状況について、に修正をさせていただいたものです。修正前については、記載しておりますように、公園樹木や街路樹の剪定枝は、総合公園内に設置した、「樹木リサイクルシステム」で堆肥化され、出来上がった堆肥は、総合公園内で利用されているという記述でしたが、これに併せて、東山公園等でも使われておりますので、総合公園内に設置した「樹木リサイクルシステム」にて、公園樹木の剪定枝をチップ化し、また、一部の公園においては、落ち葉を堆肥化し、出来上がった堆肥等は公園で利用されるか、または市民に配布し、活用していると、こういうかたちに文章を修正させていただいたものです。

次に 80 ページをお開きください。これについては、一番下段の、本市における今後の取組予定について、修正を加えたものでございます。修正前は、下から 2 行目での、以前は総合公園での市民ボランティアによる限定的な樹木の堆肥化活動を推進していくという記述があったのですが、ここを下から 2 行目、後ろの文で、公園での市民ボランティアによる樹木のチップ化および、落ち葉の堆肥化と修正させていただきました。

次に、84 ページ。ここでは、もともとこの下にまとめて、広域的な取り組みということで、項目をあげておりましたが、この部分について、削除をしたものでございます。

次に、90 ページをお開きください。これにつきましては、一番下段、近隣の状況にあわせた、ごみ搬入の予約制の検討、という項目がありますが、これの上から 4 行目。「しかし現在 10 キロまで」という表記をしておりますが、以前は、ここ 10 キロ未満と表記をしておりましたので、「未満」を「まで」に変更をさせていただいたものでございます。

あわせまして、91 ページをご覧くださいと思いますが、処理手数料を 10 キロまで無料廃止の検討、ここも同じように、「未満」を「まで」に、訂正をさせていただいたものでございます。

次に、同じ 91 ページの一番下、ウ 環境マネジメントシステムの運用のところですが、前回、このウのところ、適正処理体制の確保という項目をあげておりましたが、その

上のイの一番最後に、事業系ごみの適正処理の検討ということで、項をウからイに変えさせていただきます。

次に、94 ページをご覧ください。

(山口会長)

そうすると、これウは切り替えて、ウはそのままですね。

(事務局)

それぞれ、ウの事業系ごみの適正処理をイに変え、環境マネジメントシステムの運用をウとしています。

(山口会長)

そうすると、(ウ)も変更になってますね。

(事務局)

はい。(ウ)自身は、もともと(エ)にあったのを、そのまま(ウ)を(エ)にしました。

(山口会長)

正確に言うと、それもここに変更になるわけですね。

(事務局)

はい。94 ページ(5)のその他を、タイトル・内容ともに修正をさせていただきました。修正前のタイトル、「資源ごみの持ち去り防止に係る、各市の動向」を、「資源ごみの持ち去り防止にかかる取り組み」ということに、変更させていただきました。内容につきましては、「条例制定に向け、平成 22 年 12 月議会に上程した。しかし継続審査となったため、今後は、各市の動向を注視しながら、本市の取り組みを模索していく」という記述をしておりましたが、それを「現在、条例化を検討している」と改めさせていただきました。以上が、市のほうで、修正した個所の説明でございます。

(山口会長)

ありがとうございます。いろいろ修正点があったようですが、今、説明いただいた、修正内容について、ご質問やご意見等がありましたら、お願いします。

今後 10 年間にわたる、芦屋市の基本計画ですので、もう少し時間を取って、もしありましたら、いろんなご意見、ご質問出していただければと思います。

(北村委員)

実際の持ち去り防止の状況なのだけでも。

(山口会長)

94 ページですね。

(北村委員)

うん。私ども自治会は、定期的に業者が来て、いつもきれいにしてくれて、帰ってくれます。だから、別にそれを規制する必要は、うちの自治会に関しては、ないように思います。そういうところも、市の一律の規制の範囲内に入れてしまわないと、いけないのだろうかと思いました。恐らくこれは、私のところだけではなくて、どこでも、そういうところもあるのではないかと思います。

ただ、回収に来ている業者が、丁寧な業者なのかどうか、ということは大きな問題だろうと思うが、それを一律化しなければいけないのか、ちょっと私の懸念の1つですね。

(山口会長)

なるほど。こういう条例化する、というふうに考えられた背景などの説明をお願いします。

(事務局)

今、芦屋市におきましては、ごみ減量化という観点の中から、資源ごみ、再生事業ですね、新聞紙、段ボール等の紙類や缶類、ビン類、これらを行政回収。または、各自治会・子ども会等におきまして、資源回収をしていただいておりますが、今般、回収で出された資源ごみを、無断で持って帰る方が、たくさんおられるわけです。

これについて、地域によって、対応はそれぞれ違いますが、やはり市と市民の皆さん、各自が協力して、一定の資源回収の組織とリサイクル体制を作っている中で資源ごみを無断で持って帰られますと、やはりいろいろと問題もあります。そのあたりの一定性や規制をかけたかどうか、というような背景で、考えております。これについては、きょうの議題の2番目で、またご報告をさせていただきたいと思っております。

(山口会長)

あの方、委員の方、何かご質問はありますか。

(田中委員)

12月の議会で、継続審議となったというところの、もう少し詳しいことが分かればなど。その審議の内容やどのような意見があり、その回答を知りたいです。

(事務局)

そのあたりもあわせまして2番目の持ち去り防止条例のところの説明させていただきます

す。

(田中委員)

基本計画に、条例化を検討していると、こういう文章が入ると、芦屋市はそれを受けて必ず市議会で条例を検討するのですか。それとも、基本計画に条例化を検討していると記載しても必ずしも市議会で検討されるわけではないのですか。

(事務局)

市としては、基本的に廃棄物基本計画、むこう10年間のごみの減量化に向けての取り組み、ということになる一方で、資源ごみのリサイクルを図る中で、減量化も図りたいというこの基本計画の中では、記述しています。

基本的には、持ち去りを防止するというのは、条例等で決めないといけませんので、基本計画とはまた別にはなりますが、基本計画としては、減量化を図っていく中で、持ち去りの防止を検討しているという記述をさせていただいたものです。

(田中委員)

はい。

(山口会長)

これについて、あとの委員の方、何かご意見がありましたら、お願いします。それでは計画には、持ち去り防止の条例を検討しているという文章を、載せるということで、ご承認いただきたいと思います。

それに関して、今、事務局から話がありました、それについては、別の議題として取り上げるとのことですが、一応、ここまでで、まだパブリックコメントがありましたね。

そうしましたら、持ち去り条例については、まずパブリックコメントを、議題1で取り上げて、その後で、審議させていただくとします。それでは、この一般廃棄物処理基本計画について、最後にパブリックコメントを、芦屋市民の方からいただいたそうですので、それについての報告をお願いします。

(事務局)

先ほどご説明させていただきましたが、この審議会のご意見を踏まえたものと、市が修正を加えたものを一般廃棄物処理基本計画(素案)として、平成23年10月13日から1ヶ月間、11月12日まで、市民のご意見を求めるという手続きをとりました。

これについては、一般廃棄物処理基本計画(素案)は市ホームページ、あるいは、市役所の北館1階「行政情報コーナー」と、JRにあります市民サービスコーナーに提示して、市民の方が閲覧できるような対応をさせていただいて、意見を募集したものでございます。この期間中に、ご意見をいただいた市民の方はお2人、ご意見については、6件ございま

した。ご意見の内容は、資料1をご覧ください。

1つ目は、経費や場所の課題を上げ、包装容器、その他プラの回収を行わないと、削減方策に見るべきものはないというご意見が1点。これについては、私ども市の考え方を、説明させていただくというものです。容器包装プラスチックの収集については、収集後の保管場所の整備・確保や、選別に要する費用が発生することなどから、現状では分別区分のさらなる細分化による、再生利用を行う考えはありません。ただし、社会情勢や、法整備の内容等に変化が生じた場合、適宜、見直しを行う必要があると考えています。なお、レジ袋の使用削減など発生抑制を推進し、さらなるごみの減量化、資源化に取り組んでまいります。ということで、市民の方に説明するものです。

2つ目につきましては、隣接の神戸市並みの分別区分や、指定袋の導入を行うべきで、その検討がされていない。最低限、市民の協力を得て、黒色ポリ袋禁止による分別の適用を行うべき、というご意見をいただきました。これについては、本市の場合、指定袋というのは、まだありませんので、透明や黒など袋は自由でございます。これにつきまして、指定袋の導入については、現在のところ考えておりませんが、今後、近隣自治体の動向を注視していきたいと考えております。なお、今後も市民・事業者のご理解とご協力のもと、分別の徹底に取り組んでまいります。と回答するものでございます。特に、芦屋市の場合、芦屋浜のほうは、真空によるパイプラインによって、24時間ごみが捨てられます。旧市街地については、収集車による収集ということになっております。すべて指定袋を統一してしまうということについては、非常に実現しにくい状況というか、検討しなければならないことがありまして、このような回答をさせていただいたところでございます。

3つ目に、環境処理センターへの持ち込みごみの問題も、ライフスタイルの変化によるものであり、予約制の導入により、完全有料化し、応分の負担を求めるべきというご意見もいただきました。現在のところ、センターへの持ち込みをする場合、現在、10キログラム以下のごみの持ち込みについては、ごみの排出抑制や再生利用、排出量に応じた負担の公平化等を進めるためにも、予約制の導入や更には有料化の検討を行なっていきたいと考えています。と回答するものでございます。これは行政改革含めまして、有料化という部分も、課題として出ております。現在のところ、今申し上げましたように、指定袋、あるいはごみの有料化等は行っておりませんが、今後、そういう動向に対応した検討をする必要がある、というようなかたちで、回答をさせていただきました。

4つ目ですが、家庭ごみは微増の状況の中で、平成4年から平成19年度まで、生ごみ堆肥化容器購入助成制度を実施していたが、終了している。これは継続的に行う必要があるのではないか、というご意見でございました。これにつきましては、生ゴミ堆肥化容器購入助成制度は、平成4年から導入し平成19年度までに575基の利用がありましたが、年々利用者が減少すると共に、再利用意識の高揚など、一定の成果をあげたことから、平成20年3月末をもって終了いたしました。現時点では、再度、当該助成制度を創設する予定はありません。と回答するものでございます。

5つ目のご意見といたしまして、廃棄物運搬用パイプラインは、ごみの減量化、分別収

集、および管理コストから、廃止の方向を出さなければならないのではないかと。というご意見をいただきました。これに対しましては、老朽化したパイプライン施設のあり方については、今後、一定の方針を決定したいと考えております。と回答させていただくものでございます。

6つ目に、廃棄物焼却工場で、廃熱による場内用のローカル発電、太陽光発電を検討してはどうか、というご意見でございます。これについては、ローカル発電や太陽光発電については、多大な投資費用が発生することから、現在のところ、施設整備の予定はありませんと回答するものでございます。以上、6つのご意見に対して、それぞれこのようなかたちで説明・回答をするものです。

この市民の方からいただいたご意見から、この一般廃棄物処理基本計画にご意見を踏まえて、修正を加える、あるいは改正するということはございませんので、市といたしまして、今日、お示ししておりますとおり、正式に基本計画として、成案させるという手続きを進めさせていただきたいと考えております。以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。パブリックコメント、非常におもしろいですね。回答書を差し上げて、それについてもう一度質問するかたちがあるのですね。1回質問を出されて、回答し、それで終わりになるようなかたちになっているのですか。

(事務局)

いただいたご意見の中で、中身によって、基本計画等に取り入れる、ということになります。市といたしましては、今回、基本計画に反映する中に、特に入れなければならないことはない判断し、市の考え方をお知らせするというところでございます。

(山口会長)

ただ今、事務局からパブリックコメントが6件あがりしましたが、検討した結果、基本計画に特に取り入れていく、計画を変更するような、コメントはなかったというような説明をいただきました。これについて、何か皆さん、委員の方のご質問等ありましたら、お願いします。

無いようですので、それでは事務局のご説明の通り、この一般廃棄物処理基本計画(素案)を、この審議会でも了承します。ありがとうございました。

それでは、これで1の議題を終了しまして。次に2の議題の、持ち去り防止条例について、審議したいと思います。まず、事務局から、持ち去り条例についての、ご説明をお願いしますか。

(事務局)

はい。それでは、議題2の、資源ごみの持ち去りの防止について、ご説明をさせていただきます。

だきます。先ほどご説明させていただきましたが、市が行政回収をしている、いわゆる、ごみステーションに出された資源ごみを無断で持ち帰っている方がおられ、この行為を、防止しようと、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正して、持ち去りを禁止し、持ち帰った方については、罰として罰金 20 万円ですという内容で、条例改正を昨年度の 12 月議会に提案をさせていただきました。

議会では、市民に対して罰則等規制するのであれば、市民の意見を聞くべきではないか。自治会・子ども会等が実施している集団回収も対象にするべきではないか。パトロールや啓発に要する費用対効果等のご意見があり、継続審議となりました。

これらのご意見を受けまして、この持ち去りについて、いろいろ検討させていただき、集団回収を実施しておられる団体さまにそれぞれアンケート等を取り、無断で持ち去られている、困っている、という状況を把握いたしましたので、今回、行政回収とあわせまして、集団回収も対象に、ごみの持ち去りを防止するという事で、新たにこの 3 月の議会に条例改正を提案するため、現在、事務を進めさせていただいております。

資料 3 をご覧ください。市民の皆さまのご意見をいただくためパブリックコメントを、平成 23 年 10 月 13 日から、1 ヶ月間行いました。これはちょうど、この一般廃棄物処理基本計画と同じ時期に、2 つ実施をさせていただきました。この期間にご意見をいただいた方は、お 1 人、1 件でございました。

このご意見については、数年前、他市で町内会などの再生資源のごみ集積場所から紙類・缶などの再生資源を持ち去った人を、警察が逮捕したとの報道を見た。でも、資源が有効活用されるのであれば、ホームレスの方もおられるのだし、他の人が回収してしまっても、良いのではないか。一般家庭にとっては、再生資源といっても、ごみであることには変わりはないし、持っていつてくれるのであれば、誰でもいい。昔はごみの回収業者がたくさんいた。それから、市が資源ごみの回収に介入するほうが、回収によって得られる金額より、費用がかかり、税金の無駄使いということはないか。というご意見をいただきました。

これに対しましては、市の考え方を説明するという事で、市民が排出した再生資源ごみを無断で持ち去る行為に対して、市民から、苦情や対策を求める意見・要望が出ている状況を踏まえ、今回、条例化により規制をしようとするものです。今後、条例が施行された場合は、パトロールに要する経費などが必要となりますが、この条例改正については、市民の信頼に応え、市民と市が協同して取り組んでいる再生資源の回収・リサイクルの仕組みを今後も維持・推進していくことが、その趣旨であることをご理解願います。と説明するものでございます。市といたしましては、今、申し上げましたように、市民と市が、協同してやってきたこの体制、これを維持するという観点から、無断で資源ごみを持ち去る行為を禁止するかたちで、条例化を図りたいと考えております。以上、簡単ですが、報告させていただきます。

(山口会長)

はい、ありがとうございました。そこで、この審議会の役割なんですけども、これの条

例について、審議会で委員の皆さんの意見を、徴収というかたちにするんですか。あるいは、審議して、条例案の方向で、したらいいと提案するのか、審議会の審議事項になっているのかも含めて、事務からもうちょっと、ご説明いただけますか。

(事務局)

はい。これについては、審議会の審議事項ではございませんが、この一般廃棄物処理基本計画を策定する過程の中で、ご説明をさせていただいたこともございますので、再度、ご説明をさせていただいたと、いうことでございます。

(山口会長)

分かりました。では、これについては、審議委員の皆さんの意見を、ここで聞くというかたちをとらせていただきたいと思います。それを、まとめて審議事項ではないということですので、そこで、この条例について、先ほど何も意見が出てきませんでした。皆さんのご意見がありましたら、お話しいただければと思います。審議会の中で、皆さんの意見出されれば反映されるのではないかなと思っています。

(北村委員)

この問題についての、最終結論は、どの会議で出るのか。例えば市議会の議決で、最終的な結論が出るのか、それとも、私たちの審議会の中で出た結論が、自動的に芦屋市の結論になるのか。そのあたりはいかがですか。

(事務局)

これは条例改正になりますから、議会の議決を経て、決定ということになります。

(北村委員)

議会ですね。

(事務局)

はい。

(山口会長)

そうしたら、基本計画の中にも、一応、条例化を検討していくという、先ほどの文章が入りましたので、審議委員の皆さんに、この条例について、今後どのようにしたらいいかご意見を拝聴するというかたちに、とどめさせていただきたいと思います。それでいいですか。

(事務局)

特にこれについて、分からない部分や、質問があればお伺いできればと思っております。

(山口会長)

私のほうが、ちょっと情報不足で、ごみを持ち去る方のメリットと、持ち去られた場合の市のデメリットを、もう少し分かりやすく、ご説明いただきたいと思うのですが、どうかたちで持ち去られるのですか。

(事務局)

まずメリットデメリットですが、現実、資源ごみを回収させていただいた分、これはリサイクルということで、再資源化を図っています。ただ、市が回収した紙類につきましては、紙リサイクルをしている再資源業者に、売却をしております。その収入が市に入ってくる。あわせて、集団回収を実施している各自治会で回収いただいた分についても、直接リサイクル業者に引き渡す。自治会等で回収いただいた資源ごみにつきましては、市から、1キロあたり4円の報奨金を、団体さまに交付し、団体さまの運営資金などにご利用いただく。

集団回収をされている中で、資源ごみを無断で持ち去されると報奨金の交付対象とならずの資源ごみの量が減ってしまうことになります。

(河口委員)

駅などでよくごみをあさっている人いますよね。あれは条例が施行されれば禁止になるわけですね。要するに、回収しているところに、こっそり。芦屋市が回収したリサイクルのごみだけについてということですか。

(事務局)

規制の対象にいたしますのは、市が指定するごみステーションに出された資源ごみや、集団回収を実施しておられる各自治体が定めた集団回収場所として、市に届けた場所。そこに出された資源ごみを持ち去ることが対象です。

(河口委員)

それで今、持ち去りをされると、市の収入が減ると、その理由はよく分かりましたが、今度は逆に、このパブリックコメントをいただいているの方が、パトロールには経費がかかるのではということですよ。そのあたりコストと、それから売却による収入などの比較は、いかがでしょうか。

(事務局)

パトロールというのは、これが条例化されますので、やっぱりPRを含みながら行なわなければいけませんので、条例が施行後に、行政職員によって、市内を巡回しながら、持ち

去る行為を見つけた場合に、注意をし、指導をすると、いうかたちになっています。

現在のところ、それに要する経費としては、人件費を除いて、表示板の設置費用などで、4～500万円程度を予定しています。これは、人件費は含まれていませんが、パトロールにつきましては、担当する環境処理センターの職員が、朝、勤務時間中もありますが、巡回しながら指導していくと。今、言いましたように、ここのごみステーションは持ち去りの条例の対象になるステーションです、という表示板の作成などの費用で4～500万円となります。

逆に今、正確な数字ではないですが、缶類は売却して1,000万円ほどが市の収入です。それとあわせまして、紙類は800万円ですので、あわせまして1,800万円から1,900万円ぐらいが、市の収入になります。

それ以外に、自治会・子ども会・婦人会、各団体が個々にされておられる集団回収ですが、各団体が直接、対象業者に売り渡すということで、そこに入る費用あわせると、先ほど言いましたように、回収成果つまり、ごみの総量ですね、それを1キロあたり4円で、1つの自治会が、年間40キロ回収したと仮定すれば、40キロ×4円ですから、160円を市が交付しております。

(山口会長)

はい、分かりました。そういうコストベネフィットの問題、ケア的な問題も1点あるありますけど、先ほど、北村さん、出されたごみを拾って使う場合、そのあたり自由はあってもいいのではと、つまり条例で、住民の自由をそこまで規制する必要があるのかという、問題提起をされたと思いますが、この条例化に関しては、2つの側面があると思います。

そこで、委員の皆さんの、簡単なご意見と、コメントなどを審議事項ではありませんが、大事な問題をはらんでいると思いますので、皆さんのご発言をお願いできますか。

順番に、こういうことを審議委員の皆さんが、意見として出されたということを、記録に残しておいた方が良いのではと思いますがいかがですか。

(河口委員)

これは審議事項ではないのですね。

(山口会長)

ないということで説明受けました。

(河口委員)

意見の集約ということですか。

(山口会長)

そうです。審議員の人が、どういう意見を持っていたってということですね。

(河川委員)

はい。持ち去り防止条例について、条例化の前に、本来はマナーというか、意識の部分の啓発というのが一番大切で、それができなかったのが、初めて条例で規制する、という流れをへてすべての条例化されるのだと私は考えております。

ですので、本来は、その啓発の部分がどこまでできていたのかという。つまりそれは、持ち去る側だけではなく、住民のごみを出す側の意識としての、例えば時間外に出しているというのがあるから、勝手に持ち去られているとかということも、あるとおもいますが。そのようなマナーに対する啓発、というのが1つ。

それから、今、お聞きしていて、やはりすごく疑問に思ったのが、今回条例が施行された場合に、行政職員がパトロールというのを聞いて、人件費を除いて4～500万円とおっしゃられていたのですが、人件費というのが、一番お金がかかる場所であって、今の時代に少し適していないと思います。

このあたりはもっと市民との、参画と共同というようなかたちで、市民との間で、例えば何かできることがあるのではないかと思います。そのあたりが、行政職員のパトロールというのが、今は単なるご意見であったとしても、あまりにも聞き捨てならないような気がいたしました。以上です。

(山口会長)

はい、分かりました。今村さん。

(今村委員)

はい。私のところの町内会は、資源ごみを第3土曜日の午前10時ぐらいまでに、ごみステーションの指定された場所に出すということが、約束になっていて、回収して得た収入は全部、子ども会の活動資金にしているわけです。

じゅうぶんそれで、子ども会はやっていけるだけの資金は、調達できています。ただ、やはりその、資源ごみを出すと、そこへ軽自動車みたいなのが来まして、見えないような板で囲んで、積んで帰るケースがあるわけです。

そうすると、せっかくお母さん方が出した物が、私のところのごみが盗られたとか騒いだりします。そういうことが発端になっているのではないかと、僕は思うのですけれども、そんなに度々ではありませんが、そういう業者が回っているということも、確かに現実としてはあるわけです。

(山口会長)

私の住んでいる町は、小さなごみは鍵をかけて、鍵はその住民しか持っていませんから、取れないようにしているんです。それで、世帯が持っているごみは、町内会の人担当して、必ずその時間には誰かがいるようにしています。だからこういう問題は、全然発生し

ません。芦屋市で、こういう問題が発生しているということについて、非常に驚きをもって、私自身、お聞きしています。ご参考になればと思います。

(田中委員)

私は、市の考え方というのは、要するに、市と市民が、資源ごみの回収とリサイクルの仕組みを、みんなで作りあげ、それをなんとか支えていこうというのが、この考え方ですから。これを崩されたら、非常に具合が悪いわけです。

1人1人が、その環境の意識を、この市と市民の、再生資源の方法について、みんなが納得しながら進めているのか、横からちょこちょこつつつかれて、こういう仕組みが崩れていったら、非常に怖いと思うのです。だから、若い人、若い世代も、やっぱりこういうふうにして、背中を見せてがんばっているということは大事なことだと思います。

だから、こういうことも、コストベネフィットの話ではなく、1つの概念は公共ということ、まず前提にもの考えていかなければ、というふうに考えています。

(西川委員)

きつい話になると思いますが、まず、罰則を設けるとありますが、市としては、どこまでやる気があるのかというのをお聞かせ願えれば、ありがたいです。

(事務局)

罰則の関係につきましては、市が発見した場合、まず、指導を行いません。その後、また同じ方が、同じように持ち去りをしておられましたら、警告して、その後も続けるということであれば、市が警察に、告訴するというかたちをとります。これは、罰則というのは、罰金になりますので、刑事事件でございまして、市が告発をする、というかたちになります。その後、警察が調査をし、特定できれば、その手続きをとっていく、というような流れになります。

市としましては、この条例ができましたら、条例を施行したので持ち去りは禁止していますという周知期間があります。当然、いろんなかたちで周知はさせていただきますし、条例の目的なども説明や表示をしながら市民の方にもご協力願いつつ周知を図りながら、最終的に、告発ということになります。

(西川委員)

分かりました。今まで、その条例を作る前の段階で、いわゆる商売となるから、持ち去られるということは、持って行って、売っている先があるわけです。これ前も言いましたが。そこに市としてコンタクトを取ったこと、おありですか、ないのであれば、もうはっきり言って、机上だけですよね。だから、やる気がないということで、全く減らないと思います。

今おっしゃった、誰かが来て、持っていった、何回かやった。この人はバツテンがつき

ました、この人はどっか行きます。違う人来ますよ。その時はどうされていますか。また同じことするわけですか。

(事務局)

これにつきまして、市内で持ち去される状況があるかというのは、市の職員が回って、持ち去っている方や人数、車などを、確認をさせていただきました。

(西川委員)

少し論点が違います。売ったり買ったりしている先があるんです。ここにまず、アプローチしないと、いつまでたっても一緒なんです。前も言いましたように。取りに来てる人は、いくらでも替わりがいらっしゃる。そうでしょう。その人、2回3回交渉かけました、ではどこかへ行きます。次の人が来られるじゃないですか。なんで来られるか分かりますか。

決まった曜日で、毎月来るわけです。出てくるわけですから。絶対来ますよ。これをよんでるのは、そういうシステムですから。なぜちり紙交換がいなくなったか、分かりますか。どこもかしこもが、行政回収をやるからです。行政回収をやれば、流すよりも、そこにあるわけだから、盗ったほうが早いですよ。でしょう。そういうことって、考えられたことありますか？

(事務局)

なぜ持ち去られるかということですか。

(西川委員)

いや、だから、そこにあるから。要は、だんだんだんだん、悪いほうへ悪いほうへ行くわけです。でしょう。流しって言うんですね、これ、今までちり紙交換と、古紙と替えていたっていう。そういう行為が、だんだんだんだん減っているのは、なぜかということなんです。もうすでに、毎週あるわけです、どこかに、集まるところが。

(山口会長)

私の理解では、個人がぼっと持ってくるのではなしに、そういう業者さんが、ある意味、意図的に持って、それを生かすようにしている。そういうことですね。

(西川委員)

それしかないでしょう。だからそこに、タッチして、モラルを強化しましょうよと。芦屋市はこういうふうに行っているのだから、協力してくれ、という話をされてるほうが、こんな条例を500万円もかけてやるより、もっと実効性があるのではないですか。

(山口会長)

あと、こんなことも考えられるのではないかと、というご意見がありましたら、お出しください。いろんな意見を出しておいて、そういうのを、今度もし、条例化される時には、審議会にはこういう意見も出ているのだけど、それをどうしますかっていうかたちで、検討していただいたらいいと思います。

(北村委員)

ちょっと質問がありますが。市は空き缶の回収は、全市、1週間何回ですか。

(事務局)

缶については、月1回です。

(北村委員)

月1回。

(事務局)

はい。第3週に、月曜日から金曜日まで、市内町を分けて、回収する。ただ、浜のパイプライン地区は、ちょっと変わりますけれども、ビンや缶、その他不燃物ごとに週を決めております。缶については、第3週に収集ということになります。

(北村委員)

それと、その地域によって、缶を入れる網のかごがありますね。

(事務局)

今、北村さんがおっしゃったのは、芦屋浜のパイプラインがされている中・高層地区で旧市街地とでは、違います。ビニール袋に入れていただいて、指定されたステーションに出していただいています。

また、集団回収等については、それぞれの団体が、定められた場所に、出されますので芦屋浜とは、若干違います。ビニール袋に入れて、出していただく。その指定された日に出していただいた分を、行政回収の日については行政が、集団回収では、それぞれ自治会が定められた日、時間に、業者さんが取りに回ると、ということになります。

(田中委員)

今、ちょっと西川委員の意見で、思ったのですけれども、家庭から出したごみというのは、所有権はどうなるのですか。要するに、その持っていった先が、芦屋市が追いかけていって、この方をけしからないと行って、例えば警察に行くとかする。

(西川委員)

判決は出ましたよね。

(田中委員)

要するに、所有権はないということですか。

(西川委員)

場所だと思いますね。

(山口会長)

管理する場所が、芦屋市の・・・

(西川委員)

指定場所。

(山口会長)

だったら、それは、駄目ですよ、恐らく。

(田中委員)

ごみとして、所有された方が出されましたから、所有権放棄されたんですよ。だからこれは、出されたごみについて、占有の意思を持って、占有されたその方の所有権になります。今回の分は、行政でやっているごみステーション、あるいは、集団回収で出す場所と決めたところ、ここからの持ち去りは駄目ですよ、ということですね。その、黙って持って帰ることについて、駄目ですよ、規制をかけましょうと。

(事務局)

市がというか、市民と市が、約束の中で定めたステーションで、集団回収、自治会・子ども会・婦人会が、ここに出すって決めた場所、それを市に届け出た場所ですね。市が把握しているその場所から、無断で持っていくことについては駄目ですよ、ということなんです。

(北村委員)

芦屋市は、どうも難解ですね。一時的に回収する場所をなんか決めて、とかあるんですか。

(事務局)

市のごみステーション、2,900カ所ほとんどが道路上、あるいは歩道上ですね。

(山口会長)

そこがね、道路は私たちの私有物じゃありませんから、そこに置いているわけだから、ちょっと、そのあたりが曖昧なところです。

(大谷委員)

自治会で、その集団回収している時に、持ちされることがありました。その時に、「町子ども会」と書いてくださいと。言われました。それは町子ども会の所有物であるということを書いたわけです。

(西川委員)

そうすると持っていかないのですか。

(山口会長)

まあ一応、所有者が分かるわけですね、それで。

(西川委員)

そうですね。だから、モラルでいくしかないと思いますね。

(大谷委員)

それを取られなくなかったら、それを自治会が対策するとか。

(西川委員)

積極的に注意をするとか。

(大谷委員)

積極的に、監視をするとか、集めるところを、もうちょっと集約して、担当者を決めるとか。

(西川委員)

曜日を変えるとかね。曜日を変えると、ずいぶん違う。

(大谷委員)

行政で、その監視をするのではなくて。

(山口会長)

その場所は無人になる時があるわけですね。そこに持ってくるのだけど、誰もいないと

というのが問題ですね。私の地区は、誰かが必ず、義務で、その場所にいることになっている。だから、こういう問題発生しないと思います。

(大谷委員)

結局そのお金は、助成金や、売ったお金というのは、子ども会や自治会の親睦のためのお金になりますので。自治会としたら、それを守ろうと思えば、自治会か子ども会の方が、またはその自治会のボランティアで、皆さんで、取られないように気をつけるのがまず先決です。

(西川委員)

それが一番大事なところですね。

(大谷委員)

その後で、まだ悪質な業者がいれば、市にお願いして。

(西川委員)

いや、だから、私申し上げたいのは、今やってらっしゃる方を、追跡調査する。そこに売っている先があるわけでしょう。ある程度の規模で、やっておられると思いますよ。そこ、まず話をしないといけないと思います。それは役所が行くと、名前が大きいですから、やはり効きますよ。そこでモラルを出して、芦屋市としては、こういうふうにやっていきたいから、ぜひ協力してくれという話を、どんどんされるべきだと思います。

その中で、まだ強行にやろうとするところについては、公になるような会議で、どんどん話して、会社の名前も出せばいいわけでしょう。

(大谷委員)

公表すればね、やはり。

(西川委員)

私は、リサイクラーとして、持ち去りをしている人たちがいるという事実がものすごく心が痛いわけです。でも、その人たちは、困窮されて、やっておられる方もいらっしゃるでしょうけど。後ろで、大きいヤードで、やっておられる会社があるわけです。やはり、その人たちに協力をしてもらわないと、同じことが繰り返されるということで、僕はそういう提唱をしているわけで。

法律的に、こういう条例を作ることに対しては、前も言いましたけど、はっきり言って反対です。弱い者いじめのような気がする。役所がそこまでやる気が、ほんとにあるのかどうかを、本当に聞きたい。身体張ってでも対策をするとおっしゃるのであれば、いいですけれども、いやいやもう適当にやって済まそうっていうのであれば、何のための条例か

分からないでしょう。

もし、本当にやるのであれば、まず、事前調査をして、議会の前に、どんな人たちがどこに持っていつているかというのを、リストを出してやらないと、真剣さというのは、なかなか伝わってこないの。僕も業者ですから、いつでもおっしゃっていただいたら、協力はできますよ。これ、前も言いましたからね。でも市の方もこの審議委員の方も1回も聞きに来られていませんから。多分。僕は業者ですよ、リサイクラーですよ、一番知っていると思いますよ、その内情は。どうぞ聞いてくださいねって言うんですけど、誰もおっしゃらないから、黙ってはいますけど。

(山口会長)

こういう、いろんな、条例化についての問題点が、浮かび上がって来たということで。

(西川委員)

いいことですよ。

(山口会長)

これは非常に、議論の争点にしては、おもしろい点だと思いますので、ぜひとも審議会でこういう議論があったということを、条例を作る時に、参考にしていただければと思います。審議会の役目は、その程度だと思います。これは審議会の審議事項になっていけませんので、審議しても、次に進みません。

ではあと、この条例案について、自分の考え方を述べたいという委員の方おられましたら、お願いします。発言ない方で。大丸さんの、その百貨店の観点から、こういう条例、どういうふうに思われますか。

(伊藤委員)

先ほどのご意見でしたら、市民の方の立場からしましたら、やはり出す時間と、業者が回収する時間に、タイムラグがものすごく生じましたら、やはり近隣の方は、不安になると思います。出す、すぐ回収に来る、それがベストだと思いますが、なかなかそうはいかないでしょうけど。

それで、市の方々が見ますよ、というふうに言っていただいたら、かなり安心材料にはなると思います。ただ、おっしゃったように、2,900カ所をパトロール。

(西川委員)

1日じゃないですよ。

(伊藤委員)

なかなか、この費用対効果が、かなり疑問になってくると違うかなというふうには、

率直な今の感想です。

(山口会長)

では、先ほど、子ども会が活動資金にされている、という話が出ましたが、学校教育 に関係されて、丹下さんは、この条例に、何かご意見、もし、おありでしたらお願いします。

(丹下委員)

学校での体験で言いますと、結局、学校でリサイクルする物は、先ほどお話が出ましたように、時間、日時が決まっています。しかも、学校が出す物、やはり子どもたちに返し ていきますので、確実に少ないものでも、還元していくものを出さないといけません。

学校の敷地の中に出している物を、誰か部外者が持ち去ったという事例はありませんでした。

(山口会長)

学校の敷地内では、こういう問題は発生する可能性はあり得ない。

(丹下委員)

もしありましたら、不法侵入となるでしょうか。

(山口会長)

なるほど。

学校敷地を、私用敷地に延長すれば、こういう問題は出ないのですけれど、問題は、道路上を、使っているということですよね。

それでは、この件については、一応審議会で、審議委員の皆さんが、こういうようなことを考えたということ、議事録に残していただくとかたちで、終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、きょうの議題の2つの審議が、終わりましたが、最後に、その他について、事務局から、何かありましたら、お願いします。

(事務局)

どうも、貴重なご意見を、ありがとうございました。1つ、毎年、各年度、この一般廃棄物処理基本計画を基に、実施計画というのを毎年作成しています。実は、平成24年度の一般廃棄物処理実施計画というものを、作成する必要があります。これについては、基本的には、この基本計画をもとに、実施内容を具体化した計画なのですが、これを策定するにあたりまして、この3月の、現在のところ、最終の週、27日から29日ぐらいに、再度、この審議会を開催させていただきたいと考えています。

(山口会長)

分かりました。審議会を開いて、ここで審議したらどうという事務局からのご提案ですが、これについては、皆さん、いかがですか。審議すべきだという方が多ければ、もう一度集まっていたらいいと思いますし、あるいは、市が作成したら、それを個々にいただいて、それを個別に、それについて了解あれば、意見を出して、反映させていただくというかたちにしても、構わないと思いますが、皆さんのご意見をお願いします。例年だと、審議会を開いて、審議しているわけですか。

(事務局)

昨年度、23年の一般廃棄物処理実施計画については、17年度に策定された一般廃棄物処理基本計画、事務局が作成したものを、後日お送りしご意見を伺っています。

24年度は、今回の一般廃棄物処理基本計画を基に具体的な計画内容を作成するものです。今までご意見を伺っておりましたので、3月に時間が合えば、お願いできればと思います。

どうしてもお時間が取れないのであれば、こちらで案を作成させていただいて、後日各委員さんにお送りさせていただくかたちで、進めさせてもらえればと思っています。取りあえず、3月でいかがでしょうか。

(山口会長)

事務局としては、せっかく計画にも携わっていただいたので、最後の見届けという意味で、実施計画についても、集まって審議していただきたいと、そういうことですが、これについて、もし多数の皆さんが、もう1回集まって、実施計画についても審議しましょうということであれば、実施してもいいと思いますが、そういう必要がないという方が、多数であれば、あとは個別にそれを検討していただくと。そういうことになると思うのですが、いかがでしょうか。日程的には、もし審議会開催すると、3月下旬になるわけですね。

(事務局)

そうですね。一応、今のところ、3月の最終の週ということで、27日から29日の、本当、ギリギリになりますが、その日を考えております。取りあえず、また、日程調整を後日させていただきます。

(山口会長)

はい。それが、審議会の最後のお仕事になるわけですか。

(事務局)

今まで、年2回ということで、開催させていただいております。というのも、委員の任期が7月31日までございます。24年度の実施計画については、4月に告知をしないといけ

ませんので、どうしても、この3月にはご議論いただく、あるいは、お任せいただく中で、策定しないといけませんので・・・

(山口会長)

ということで、審議会開いて審議したほうが、より立派なものが、実行されるということのようですけども、審議会開くことに、強く反対される方はおられますか。そしたら、大変ご多忙中で、恐縮ですけど、もう一度、3月の下旬に、お集まりいただいて、審議させていただくと。そういうふうになさせていただいてもいいですか。

それでは、3月の下旬に、日程は事務局のほうで、調整いただくとして、審議会を開催して、審議させていただくと。そういうふうになさせていただきます。ありがとうございます。

これで、こちらが準備した議題は、すべて終わりですけど、あと議員の皆さんで、ぜひとも何か審議したいと、そういう案がありましたら、お出しいただけますか。

(大谷委員)

ちょっとお願いしたいことがありますけど。

(山口会長)

はい、どうぞ。

(大谷委員)

毎年9月に、ポスターを募集されて、展示されているそうですが、ぜひ啓発ポスターとして、入賞された子どもさんの校区で、ポスターにして貼っていただいたら。子どもたちも、描く意義もありますし、地域の皆さんが、自分の校区の子どもさんの絵が貼ってあって、目に触れるというのは、業者に頼んでやった物よりも、もっと身近に感じられるんじゃないかなと。

(事務局)

小・中学校の協力を得て毎年9月に、環境に関する啓発ポスターを募集しています。それについては、選考で入選された分につきましては、市役所の地下1階の、ロビーのところにパネル立てて、掲示はさせていただいています。校区の中では、特に行なっていません。

(大谷委員)

もし良かったら、ポスターを印刷して、あちこちに貼っていただいたら。

(事務局)

環境についての、啓発活動になりますので。貴重なご提案ということで、持ち帰らせていただきます。

(山口会長)

ポスターおもしろいね。

(西川委員)

収集車のボディーに貼っちゃえばいい。

(山口会長)

啓発活動で。

(西川委員)

収集車のボディーに貼る・・・

(山口会長)

特に、ごみを盗んでいるところなんか

(西川委員)

絶対いいと思います。

(山口会長)

ポスターを書いて、これは駄目だとかってというのは、出てくるとおもしろいですね。

(西川委員)

絶対いいと思いますけどね。もったいないですしね、走ってるんだから。

(事務局)

貴重なご提案なので、持ち帰りたいと思います。

(山口会長)

はい、ご提案ありがとうございました。そのほかに何か、ご提案差し上げたいとか、ありましたら、お願いします。

(大谷委員)

もう1ついいですか。

(山口会長)

はい、どうぞ。

(大谷委員)

不法投棄に関しては、罰金はありますか。

(事務局)

不法投棄も、これは刑事罰というか、罰則があります。不法投棄物については、それぞれ管理者が対応しておりまして、国道だったら国、いわゆる 43 号線を管轄する、国道管理事務所となります。環境処理センターでは、市内のごみステーションに出された不法投棄物が市道に出た場合は、市の道路課と、それぞれの敷地の占有者が、最終的に対応するとなります。取り締まりについては、警察が検挙するということとなります。

(大谷委員)

いや、結局、その不法投棄されたのを回収するのは、税金なわけですから。

(事務局)

市等公共団体が処理した場合の費用は、税金です。民有地の中に、不法投棄された場合は、所有者が、処理しなければなりません。基本的には、不法投棄は違法なので、マナーとして無くそうというのはしないといけないと思います。

(大谷委員)

芦屋の不法投棄は何件くらいありますか。

(事務局)

ごみステーションに不法投棄された件数は、22 年度 31 件あり、市が回収して処理しました。

それ以外に、処理できないテレビなどが放置された場合は、市としては、これは市が処理できませんというカードを貼って、2 週間ほどおきます。テレビになると、誰が出したのか追跡調査できない、ということがありますので。これは不法投棄物ですから、所有者の方が処理してくださいというシールを貼って、2 週間置いて、なおかつ、これがそのままであれば、市が回収し処分しています。

シール表示することで、出された方が、やっぱりいけなかったということで、持って帰ってくれる方が、結構、おられます。

(大谷委員)

お金をもらって車で回収しておきながら、不法投棄をする業者もあると聞いています。

大型ごみ等の処分は、市の回収でお願いしたいと思います。

(事務局)

クリーン作戦など行なった際に、古タイヤとか、ほとんどつぶれた電子レンジとかがあります。

(山口会長)

はい、ありがとうございました。そのほかに何か、議論しておきたい意見ありましたら、お願いします。それでは2時間にわたる、いろんなご審議、どうもありがとうございました。それでは本日の審議会、これで閉会といたします。